

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 20 回定例
1 月 21 日（水）

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子は、

平成 27 年 1 月 21 日に教育委員会第 20 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|----------|---------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 27 年 1 月 21 日（水） | 開会 | 10 時 00 分 |
| | | | 閉会 | 11 時 55 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委員長職務代理者 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員（教育長） | 安 倍 徹 | |
| | 事務局（説明員） | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 水 元 敏 夫 | 教育監 | |
| | | 池 田 和 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 高 橋 雄 幸 | 健康安全教育室長 | |
| | | 山 本 知 成 | 教育政策課長 | |
| | | 中 川 好 広 | 情報化推進室長 | |
| | | 平 松 明 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 林 剛 史 | 義務教育課長 | |
| | | 渋谷 浩 史 | 高校教育課長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育課長 | |
| | | 北 川 清 美 | 社会教育課長 | |
| | | 増 田 曜 子 | 文化財保護課長 | |
| | | 福 永 秀 樹 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 総合教育センター所長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 義務教育課人事監 | |
| | | 長 井 利 樹 | 高校教育課参事 | |

4 その他

(1) 第52号・第53号・第54号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項1～7は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第54号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第54号議案を非公開とする。今回は公開案件から審議を始める。

第52号議案 静岡県立学校処務規程の一部改正

委 員 長： 議案書1頁「第52号議案 静岡県立学校処務規程の一部改正」について、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： このボランティア休暇は、年間のトータルで何日間与えられるのか。
また、これは有給休暇の扱いなのか。

高校教育課長： これは特別休暇である。年次有給休暇は法律に基づいて、年間20日間で繰越20日間が与えられているが、それとは別に、ある一定の要件が合致した際に特別に与える休暇が特別休暇である。その中には、具体的には子どもの授業参観に出席するための家族休暇などがある。

加 藤 委 員： 冠婚葬祭も特別休暇となるのか。

高校教育課長： そうである。

加 藤 委 員： 冠婚葬祭の場合、その趣旨として日数を規制することはできないのではないか。

高校教育課長： 冠婚葬祭でも、例えば親や子の忌引きでは一週間のように、日数が規定されている。

加 藤 委 員： そうではなく、「冠婚葬祭で休めるのは1年間で何日間」のように日数を絞ることはできないと思うが、それでよいか。

高校教育課長： そうである。

加 藤 委 員： このボランティア休暇の場合は年間で日数が決まっているのか。

高校教育課長： 年間5日以内である。

加 藤 委 員： 了解した。

委 員 長： このボランティア休暇については、現時点でどれくらいの取得率なのか。これまでも多く取得されているのか、それともむしろボランティアを促すために取得しやすくするのか。そのような改正の背景について

て教えてほしい。

高校教育課長： 現在、手元に統計がないので具体的な数字は分からないが、私の感覚ではあまり取得されない休暇ではある。ただ、東日本大震災の影響もあって、休暇取得例が増えているように思う。

委員 長： せっかく制度を改善するので、休暇取得率が上がるように声かけなどをしてほしい。この改正は良いことだと思うので、ボランティアに参加する権利が行使しやすくなるような環境整備を促してほしい。

高校教育課長： 承知した。

加藤委員： 確認だが、この休暇は有給なのか。

高校教育課長： そうである。

斉藤委員： 説明では県立学校の教職員が対象とのことだが、市町教育委員会でも同様のことを考えているのか。

高校教育課長： 処務規程は県立学校の教職員を対象としているが、勤務時間規則は県費負担教職員も共通であり、県立学校の教職員と同じである。勤務条件に関しては、自治体間で大きな格差が生じないことが地方公務員法で定められているので、県が主導してこのような休暇制度を定めれば、市町にも情報が伝わることになる。ただ、各市町がボランティア休暇をどのように定めるのか、具体的な対応は様々である。

斉藤委員： 県がこれを定めることで、波及効果があるのではないか。

高校教育課長： その可能性はある。

加藤委員： 学校が忙しい期間で休まれては困るときに、管理職側が休暇申請を差し戻して「別の日に変更して」と要請することはできるのか。

高校教育課長： 有給休暇の場合は時季変更権があり、特別休暇も規則15条に時季変更権について規定されている。さらに、特別休暇については計画書を出して認定されることが必要なので、所属長が計画書の内容について審査・検討をすることになり、当然、学校行事等との兼ね合いは相談の中で決めていくことになると思う。有給休暇ほど休暇取得側に強く権利があるということではなく、こうした計画書を認めてもらった上で取得することになるので、計画書を認める中で話し合いが行われる。

加藤委員： 冠婚葬祭の場合は日付変更ができないわけであるが、ボランティアの場合はどうなのだろうかと気になったので確認した。

高校教育課長： それについては、お互いに配慮してもらうことになる。

加藤委員： そのことはきちんと運用細則等に明記しておかないと、休暇取得側が権利を主張して「その日は絶対に休む」「すでに外部団体と日程を調整してあるので変更できない」と言われたら、学校運営に支障を来す恐れがあるのではないか。

高校教育課長： それについては、ボランティア活動計画書を認める中で、学校の所属長が話し合いを行っていく。

加藤委員： 今は字面でものを考える人が増えており、「休暇は権利なのになぜ許可しないのか」と騒ぎ出すケースが一般の職場でも多くなっている。そのため、グレーゾーンの規定は、現場では一番取り扱いにくいもの

になると思うが、それについてはどう考えているのか。

高校教育課長： 一般的には、有給休暇ほど時季変更権が弱いということはない。あくまで自治体として特別に定めているものであって、労働法制で権利がきちんと認められているものではない。

なお、ボランティア休暇の取得実績について御報告する。教育委員会が把握しているのは、平成25年度は県立学校等で115人、のべ人数が202人であった。項目として一番多いのは被災者への支援活動で、平成23年度からかなり増加している。平成25年度で75人、のべ109人が被災者支援ということでボランティア活動をしている。

委員 長： 引き続き、この休暇が有意義に活用されることを願っている。他に異議はないか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員 員： (異議なし)

委員 長： 第52号議案を原案どおり可決する。

第53号議案 静岡県スポーツ推進審議会への諮問

委員 長： 議案書5頁「第53号議案 静岡県スポーツ推進審議会への諮問」について、福永スポーツ振興課長より説明願う。

スポーツ振興課長： <議案についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

確認だが、諮問の期間は平成28年7月31日までなのか。

スポーツ振興課長： 第4回までの審議会を計画しており、平成27年度中にはまとめていただいて提出してもらうことを考えている。

委員 長： 了解した。

加藤委員 員： 諮問内容の1番目は、スポーツをする子どもとしない子どもが二極化しているが、それをどのように解決していくのかという課題であると思う。そのときに、少し踏み込んで委員の方にお話いただきたいのは、家庭環境がここ10年、20年の中で大きく変わっていることである。例えば、シングルマザーやシングルファーザーなどの片親家庭や共働きが増えている。現在では夫婦共に働こうというのが社会全体の大きな運動になっていて、共働きの家庭はどんどん増えている一方で、従来型の専業主婦の家庭もあり、このように大きく3つの家庭状況がある。もう一つ付け加えるのなら、二世帯や三世帯が同居している家庭と核家族の違いもある。このような家族構成の変化の中で、急激にここ数年で増えているのが、大人がみな外で働き、学校から帰ってき子どもが取り残されるという状況である。また、離婚件数の増加によって、シングルマザーやシングルファーザーも非常に増えてきている。そのような家庭において、外で運動することについて、障害はないのだろうか。その障害があるとすれば、どのようにすれば助けることができ

るのか。そのようなことを具体的に話し合っただけで報告していただくと、教育委員会としても施策を打ち出しやすいのではないかと。それをお願いしたい。

スポーツ振興課長： 承知した。

渡 邊 委 員： 私の友人に、走るのが好きな若い母親たちがいる。子どもを産むと自分の活動を抑えてしまって運動習慣が途切れてしまうが、子どもを産んだ後でも細切れ時間を活用して、みんなで集まって走って健康になって、さらにその人々とのつながりを通じて街を元気にしようというサークル活動をやっている。子育て時期や働き盛りの人たちのうち、もともとスポーツをやる習慣がある人は継続して取り組むのでいいが、スポーツを遊びのように捉えてしまってハードルが高いと感じる人もいますので、そのようなギャップを埋めて、スポーツをすることが健康のためにとっても良いということをもっと多くの人に理解していただけるような働きかけをしていただければと思う。

齊 藤 委 員： 私は、全員に「スポーツをやるべき」という方向付けをするのは賛成ではない。スポーツについての好き嫌いも個性であり、運動が好きな子、身体を動かすことが好きな子もいれば、家の中で遊ぶことが好きな子もいる。「幼児期にスポーツをやらせましょう」とあるが、それも個性である。なお、幼児期については、スポーツというのではなく遊びというような表現のほうが良いのではないかと。

次に、成人してからの生涯スポーツであるが、これはやはり楽しむということでないといけな。柔道家の齊藤仁氏が先日若くして亡くなったが、スポーツを一生懸命やる人が必ずしも長生きをされるわけではないという面もある。健康ということを考えると、やはり無理をしないという観点であってほしい。この審議会の委員はスポーツ関係者が多いので、一生懸命やるほうへ意見を引っ張っていくことがあるかもしれないが、そのような点も少し配慮する必要があるのではないかと。

スポーツ振興課長： 委員の中には、障害者の立場や、振興のために栄養関係からサポートするという立場の方もいる。これまでの審議会でも、齊藤委員の御指摘のとおり、幼児期には遊ぶことが重要であるという御意見もあった。高いレベルで競技指導をしてしまうと、子どもたちはやらされているという感覚になってしまうので、もう少し遊ばせるという感覚が大事ではないかと。ということである。また、運動をまったくやってこなかった人が、中高年になってから運動を始めて、それが意外と効果があるという御意見もあった。年齢や体力に応じた楽しみ方でスポーツに取り組むことが大事なので、その方向での議論をお願いしたいと思っている。

委 員 長： これまでの御意見をまとめて、3点申し上げる。

まず、この諮問内容の1番と2番は、それぞれスポーツの特徴である。2番のオリンピックに向けた選手の育成の観点から言うと、齊藤委員の御指摘にもあったが、競技だけでなく健康増進など楽しむスポーツの良さの2つを柱にすることで、バランスが取れるのではないかと。

った。また、1番には、スポーツをする子とそうでない子の二極化の解消と、生涯スポーツへの取組の2つの論点がある。加藤委員の御指摘にあったように、二極化というのは家庭の格差によるものだと思う。スポーツと学習状況は本当に良く似ている。自分にも小学校1年生の息子がいるが、家庭学習の時間を見ても学習塾に通わせるなどお金をかけたほうが成績は上がりやすい。スポーツも同じで、良い道具を持たせて、良いコーチについて学べば結果が出やすくなる。そのような格差によって二極化しているところがある。スポーツ権というのは誰もがスポーツを楽しむ権利で、新しいスポーツ基本法で告知された権利である。スポーツ権の保障という観点からも、誰もが平等に取り組む権利を保障する必要がある前提にあると思う。

2点目であるが、静岡県が推進していることの一つに、健康寿命がある。寝たきりにならない高齢者をいかに作るか、ということであるが、高齢者になってから身体を鍛えても手遅れであって、幼少期からずっと積み重ねてスポーツに取り組むことで、健康寿命が延びていくと思う。そのような視点もあって良いのではないかと思う。

3点目であるが、私もこの競技の部分で、サッカー連盟の方と話をする機会があって、「静岡はなぜサッカー王国ではなくなったのか」という質問をぶつけたところ、「それは世の中の見方が変わったのだ」という回答であった。「高校選手権で勝つこと、Jリーグで勝つことが、サッカー王国の指標ではない」とも言われた。私たち県民は、高校サッカーの選手権大会で優勝することがサッカー王国の証明だと思いがちであるが、「静岡のサッカーは強い、しかし優秀な選手はユースチームに所属して学校の部活動には所属しない。そのため、そもそも高校選手権大会には出場しない」とのことであった。このように、以前と比べると、スポーツを取り巻く環境は大きく変わってきている。また、静岡は選手が分散しているという特徴もある。良い選手は数多くいるのに、一つの強豪校に集まらず、また県外へ流出したりすることもある。そこをちゃんと見極めないといけない。例えば、私たちスポーツ選手からすると、国体は記録スポーツとしては記録が出やすい面もあるが、柔道など団体スポーツでは国体はそれほど重視されていない。何をもってスポーツ王国と考えるのか、という指標そのものが曖昧である。オリンピックやパラリンピックの出場選手数で評価するのか、選考に残った人数で評価するのか。もちろん、数だけでなく質もしっかり検証できることも大事である。国体とオリンピックの間には大きな幅があり、そのようなことも踏まえて総合的に検討していかないと、現実味のない評価の捉え方のように感じる。

加藤委員： スポーツのプロ化については功罪がある。以前にも出た議論であるが、それをどのように考えていくのか。野球においては、甲子園が高校生選手の売買市場になっている。そのため、みんな甲子園を目指すことになる。甲子園に出場しないと、プロに進む途がふさがれてしまうか

らである。ところがサッカーは、委員長の御指摘にもあるように、また別のところにプロへの市場がある。自分を売り込むためにはどうしたらよいのか、それぞれで状況は異なる。

また、いろいろなスポーツをオリンピックの中で実施しているが、盛んなのは将来お金が稼げるスポーツであり、そのようなスポーツが盛んになる。逆にお金にならないスポーツは、奇特的な企業がスポンサーになってくれない限りは続けられない。プロ化には良いところと悪いところの両方があり、そこを利用していくという考えで行くべきである。「金儲けのためのスポーツは汚く、アマチュアリズムが一番美しい」というような考え方でスポーツを見ていては、もう進展しないことを前提にして議論すべきであると思う。

スポーツ振興課長： いろいろな分野の委員がいるので、今いただいた御意見を踏まえて、さらに検討していただく。

委員 長： 他に異議はないか。

全委 員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委 員： (異議なし)

委員 長： 第53号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 ハラスメントの防止等に関する指針

委員 長： 報告事項1頁「報告事項1 ハラスメントの防止等に関する指針」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 最近、元文化庁長官で心理学者の河合隼雄先生の本を読んだ。心理学的には、外側にある自分と内側にある自分がいて、それが葛藤しているのが人間である。内側にある自分は、常に自分中心で欲望を達成させようとする。外側にある自我は、それを押しえ込むことによって社会人としてまっとうに生活していく。しかし、全てをそのように拘子定規に生活していくと、精神に異常を来たしてしまう。そのため、内部の性的欲望や食欲、金銭欲など、理不尽に湧き上がってくるものを抑えるということと、それを解放することがバランスよくできないと、そこで個人の人格が破綻していく、という内容であった。

そうすると、我々が求めているのは、内なる自分の欲望を抑え続けているような理想的人間を演じることかもしれない。その結果として、内にこもっている満たされない欲望ははけ口を失ってしまい、分裂症などの精神障害を起こしてしまうのではないか。そのような障害を起こさないためには、ときどきは外の建前上の人間と、内の本音の部分が行ったり来たり、扉を出入りさせることによって、平常を保つということであった。

これは心理学上の説であって、実験すれば間違いなくそうなるということではないが、自分自身に比較してみると納得できる説である。ところで、「セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、人が嫌がることはやってはいけない」ということであるが、それでも言いたくなる自我というものが内にあるわけである。それがなぜ出てくるのかというと、怒りや自分の孤独感など、どうにもならない状況から吹き出てくるのだと思う。ただ、吹き出てくるものは、その人が生きていく上で大事なものであるが、それをうまく発散させるような場が職場にあるのか。そういうことをきちんと考えていかないと、「先生とはこうあるべきだ」という建前論で話したところで、そうあり続けることは不可能で、それが破綻した例を懲戒案件で何度も経験しているわけである。言わずもがなではあるが、河合隼雄先生の本を読んでそのように感じたので、この機会に紹介した。

委員 長： メールアドレスの取り扱い方なども改善された。

渡邊委員： 相談しやすい環境が整えられたことは非常に良かった。

また、加藤委員の御意見のとおり、いけないことだと分かっているが、このようなことになってしまうという環境の改善も含めて、今回のことがスタートになればいいと思う。

委員 長： ハラスメントには、マタニティ・ハラスメントやモラル・ハラスメントなど、いろいろなものがある。どんどんハラスメントの種類が増えていって世の中が窮屈になっていく印象があるが、その根源にあるのは怒りだと思う。最近読んだ本で、怒りをいかにコントロールするかというものがあり、ある格闘家の「それは呼吸法である」というような意見も紹介されていた。ハラスメントをしている側も、やってはいけないことは分かっているが、つつい手を上げてしまったり声を荒げてしまったりしているのだと思う。誰にとっても起こりうることであるので、当事者意識を持つようにしてほしい。

なお、これは教職員に配布するのか。

教育総務課長： そうである。

委員 長： 生徒にも配布するのか。

教育総務課長： 生徒は対象にしていない。

委員 長： 了解した。広く伝わって、啓発されることを希望する。
他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 第6回学力向上対策本部会

委員 長： 報告事項11頁「報告事項2 第6回学力向上対策本部会」について、山本教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

渡邊委員： 子育ての講座等を担当する中で、家庭の中で母親がお月見など季節の行事を行って子ども時代に経験していると、中学校や高校で古文の授業等で、お月見などの行事が話題になったときに「ここに出てくることはあのときの情景だ」というように基礎基本が心の中に蓄積されて、学問として勉強するときそのような経験が結びついて確かな学力になっている、という話をうかがった。身近にいる大人が、新聞を読む姿を見せるとか、ネットばかりやっていないで文字を読む姿を見せるなど、周りの大人からの影響が、子どもたちに真の学力を身に付けさせるために大事なのだという話もうかがった。そのため、子どもだけのことではなく、大人の姿勢についての呼びかけも取り入れていただけるとありがたい。

加藤委員： ここで言う学力とは、非常に大きな範囲の学力のことを言っているのだと思うが、私はまだ小中学校の全国学力・学習状況調査が頭から離れない。毎年、子どもたちは変わっていくので、今年度の子どもたちは良い成績がとれたが、来年度の子どもたちが取れるかどうかというのは別である。毎年やらないといけないこと、昨年より内容を深めて今年新たな取り組みをすること、この両方をやっていかないと、片手落ちになる。

ただ、毎年やらねばいけないことをもう一度確認しておくが、やはり試験問題で良い点を取るためには、過去問を解くことが近道である。過去問を演習させて、それで何ができなかったのか、正解になるためには何が必要なのか、これらの指導は必ずやってほしい。そうしないと、県民から疑惑の目を向けられるような成績に戻ってしまう。もう一つ、一昨年申し上げたことであるが、先生や子どもや親が喜ぶことでやってはいけないことがある。それは宿題を出さないことである。宿題を出さなければ、先生は後で採点する必要がなく、子どももやる必要がなく、保護者も家庭学習を指導する必要がない。そうして三者とも楽をすることができる。そうではあるが、成績は上がらない。教室で学んだことだけでは足りないので、教室で学んだことに類似した宿題は必ず出す。過去問と宿題の2つは、毎年の子どもたちに必ずやってほしい。これさえやっておけば、人からとやかく言われなだけの最低ラインの成績はおさめられると思う。

斉藤委員： 加藤委員の御意見のとおりだと思う。今までやってきたことを今年だけで終わらせずに、来年や再来年も続けてほしい。過去問を解くことは非常に大事であると思う。しかし、それはある意味でハウツーみたいなもので、それもやらなければいけないということであるが、やはり本当の学力というものは何か、考えていただきたい。この報告書の意見で良いと思うのは「授業改善を中心とした中長期的取組」が重要だと改めてここに書かれていることである。

今年、小学校の教科書が改訂されて、算数や理科については 10 から

20 パーセントほど頁数が増えている。しかし、授業時間は何も変わらないということになると、子どもたちの定着度を向上させるために、どのような授業をやっていけばいいのか、ということが今年の喫緊の課題だと思う。その点をしっかりやっていくということと、それから繰り返すようだが、学校現場の先生方の多忙感を解消して、先生方の時間を授業に向けていくということ、それを教育委員会として知事部局とも連携して、本気で取り組まないといけないのではないかと。それから、加藤委員の御意見のとおり、学習習慣の定着が大切なので、家庭学習をやる習慣をどのように付けさせるのか。先生方と協力して、子どもたちを指導していくことをやってほしい。

委員 長： いろいろな御意見が出たが、ここで教育監から、本部長としてこれまでの取組を報告してほしい。

教育 監： 今年度3回、昨年度3回の計6回行われており、今御指摘があったように、どのような対策がなされているのかということもあるが、これを定着させていくべきである。それからさらに、日々の活動で積み重ねていかねばならないことがあり、それを整理していかねばならない。もう一つは、ここにあるように、教育総務課・教育政策課・義務教育課・社会教育課・総合教育センターなどでチームができています。それによって様々な切り口ができ、また多様な展開も期待される。当たり前前のことであるが、なかなか難しい部分もあって、今回はたまたま学力向上に取り組んでいるが、他の案件についても言えることがいろいろな場面であると思う。そのような問題でも、このことを一つの対応法にしていきたいと考えている。

委員 長： 今の報告はありがたい。学力向上からいろいろな教育政策の方法論まで幅広い意見が出た。かなり実働を上げていると思うので、引き続き定着するよう取り組んでほしい。

そして、大学教員の立場から一つ意見がある。今回の大学入試センター試験は、旧課程と新課程で分かれて行った。実際に試験をやると、多くが旧課程で受けていて、学力のトレンドというか、問題もPISA型になっている。大学もPISA型の教育方法で授業を展開するなど、大学も変わってきている。そのような長期的な流れも踏まえて、私たちが小学校に通っていたときと、今の子どもを比較すると、問題もすごく難しくなっており、練習を何回もこなさないとできるようにならない。練習時間が学校では足りないのだから、家庭学習でやることになる。私も息子と一緒に宿題のプリントをやって、採点して、同じように間違えたりもしている。家庭でできること学校でできることがあり、そのすみ分けもこういった場で議論していったら、来年も引き続き村山レポートができるような形でやっていただきたい。

加藤委員： 大学入学試験が2020年から変わるということで大きなニュースになって、各取組も進んでいるが、それはすごく画期的なことであり、文部科学省がよく許したなと感じている。というのは、「文部科学省の今ま

での教育が役に立たない」ということを自ら認めたような中教審の答申だからである。英語教育については、TOEFLやTOEIC、英検など、外部の試験を入学試験に採用するということを言っている。それでは、今まで文部科学省が教科書の検定から指導要領から何から何までやってきた語学が「これは使えない英語をいままでずっと教えてきたのだ」という結論にやっと思いき着いたのではないか。そのようなことから言うと、これからは使える学力、使える能力というのは、より重要なことになってくると思う。

ただ、私も古い教育を受けた人間であり、中教審の答申で一つ疑問なのは、古い教育がうまくいっていないのであれば、なぜ日本はこれほどノーベル賞をとっているのか、ということである。基礎学力を身につけるべきときに、あまりに応用を言い過ぎてしまうと、自分の勝手な思い込みで間違った意見も尊重されるということになりかねない。「守・破・離」という言葉があるが、守るべき部分を破って、離れていく。その守っていかなければならない部分が、あまりにも「考えること」「実用に供すること」に縛られすぎてしまうと、その先の自由に考えるところでの発展が止まってしまうのではないか、という不安を持っている。アメリカの教育はどちらかというとそれに近く、大学の授業がよくストップしてしまう。高校段階から学習している物理や化学は、基礎的な当たり前のものとして決まっているものは、大学の中で「それは全然違う」、「そうではなくて自分なりの考えがある」ということを堂々と発表して、授業が止まってしまうのである。もう一段上がったところで、自分の意見を言ってそれを戦わせるのはいいが、何千年もかかって人類が到達した、押さえるべきところまで疑問をはさんでしまうようなことは非常に無意味である。そのため、中教審で今回決まったことについては、また揺り戻しがおきて、「それでも基礎は基礎としてきちんと押さえておかないといけないのではないか」というようなことも出てくるのではないかと思う。

委員長 長：他に異議はないか。
委員 員：（特になし）
委員長 長：報告事項2を了承した。

報告事項3 静岡県総合計画後期アクションプラン評価

委員長 長：報告事項12頁「報告事項3 静岡県総合計画後期アクションプラン評価」について、山本教育政策課長より説明願う。

教育政策課長：＜報告事項についての説明＞

委員長 長：質疑等はあるか。

委員長 員：（特になし）

委員長 長：進捗状況が計画どおり進んでいるという報告であるので、引き続き、取り組んでほしい。ただ、一つ気になるのは、スポーツの実施率が基

準値以下というところである。こちらも重点的に推進してほしい。
他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)
委 員 長： 報告事項3を了承した。

報告事項4 教師用指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅣ」の配布

委 員 長： 報告事項14頁「報告事項4 教師用指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅣ」の配布」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： よくできた資料だと思う。しかし、現場の先生方が読んでくれるだろうか、という懸念がある。

先日、校長先生の登用試験の面接の際に、一般の本屋にも山積みになっている宮部みゆき著『ソロモンの偽証』について質問した。これは中学校で起きた事件を題材にした全6巻の小説であるが、「この本を読みましたか」と質問してみて、もし「読んだ」と答えたならば、「作中には2つのタイプの校長先生が出てくるが、どちらのタイプの校長先生になりたいと思うか」と尋ねようと思った。しかし、あれだけベストセラーとなって一般の人にも読まれている本であるのに、残念ながら読んだ先生が一人もいなかった。正月休みの間に読むこともなかったわけで、それでは世間と先生の感覚が離れていってしまうのではないかと心配している。ベストセラーになったということは、一般人の学校観や学校がこうあるべきと考える姿がよく書かれているということだと思う。もちろん、文中の学校観に対して「それはおかしい」と感じるかもしれないが、まずは読んでみないことには世間が学校をどう思っているかが分からない。

先生方は指導要領などは読むかもしれないが、この資料のような精神的な、心に訴えかけるような文章というものは、1～2頁読んで「これは当たり前なことだ」と感じられてしまい、捨てられてしまう可能性がある。それは大丈夫か。

義務教育課長： この資料は、通読するというよりも、研修や指導主事の学校訪問の際にその都度活用し、繰り返し見ていただくことを期待しているものである。

加 藤 委 員： そうであれば、義務教育課長が先生方に対して講演したりするとき、この資料を例にとって話をしてくれると「この資料を読んでいないとまずい」と感じるのではないか。大学の先生もそうであるが、自分の本を読ませようと思ったら、授業の中で触れることである。講演などで触れてほしいと思う。

委 員 長： 研修の際のテキストになるということではよいかな。

義務教育課長： そうである。

委員 長： 授業改善のためにもぜひ活用してほしい。
他に異議はないか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項4を了承した。

報告事項5 平成27年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力の確認調査について

委員 長： 報告事項15頁「報告事項5 平成27年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力の確認調査について」、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

一つ確認であるが、昨年比でもそれほどは変わっていないということによいか。

義務教育課長： そうである。

委員 長： 昨年、参加しなかった学校はどれくらいあるのか。

義務教育課長： 不参加の学校はないが、該当の学年の児童生徒がいない学校は参加できない。そのあたりの数字の変化のみである。

委員 長： もう1点であるが、県教育委員会は協力主体であったが、県立中学校と県立特別支援学校については私たちが参加主体ということになる。前回の定例会でも、県立中学校2校の参加は決定した。県立特別支援学校については、その時点で状況が把握できていないということであったが、県立の学校は議案どおり参加するということによいか。

全委員 員： （異議なし）

委員 長： それでは県立特別支援学校9校に県立中学校2校をあわせて、県立学校11校の参加とする。

特別支援教育課長： 特別支援学校について補足で説明する。特別支援学校の教場は全部で38教場である。しかし、ほとんどが知的障害の特別支援学校となるため、知的障害のない児童生徒が通ってくる教場は12教場である。しかし、その12教場のうち3教場は該当学年に児童生徒がおらず、結果として9教場の参加となるものである。

委員 長： 了解した。
他に異議はないか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項5を了承した。

報告事項6 第28期 青少年問題協議会協議題及び委員の選定方針

委員 長： 報告事項16頁「報告事項6 第28期 青少年問題協議会協議題及び委員の選定方針」について、北川社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

スマートフォンの問題も触れられているが、これに関しては斉藤委員から御意見をいただければと思う。

斉藤委員： 青少年問題協議会のテーマとして、携帯電話やスマートフォンなど最近の問題点について、これだけ幅広い人たちが意見を出してくれるということで、何らかの方向性が出てくるといいと思う。

委員長： 携帯電話やスマートフォン等の使い方、またメディア・リテラシーを身に付けられるような指針を出してもらえればと思う。
他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項6を了承した。

報告事項7 学校におけるインフルエンザへの対応について

委員長： 追加の別紙報告事項「報告事項7 学校におけるインフルエンザへの対応について」、高橋健康安全教育室長より説明願う。

健康安全教育室長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

加藤委員： インフルエンザで学級閉鎖・学校閉鎖が起こったときに、インフルエンザではない児童生徒の保護者から「うちの子どもは体調を崩していないので、授業はしなくても学校で預かってくれないと困る」というような苦情が東京都などではよく出てくるそうであるが、静岡県では大丈夫か。

教育監： あまり聞かないことである。

加藤委員： 東京都の保護者のほうが、要求が激しいのかもしれない。

委員長： 学級閉鎖・学校閉鎖の場合は、保護者が仕事を休むしかない。私の場合は、それを理由に仕事を休むことになる。ただ、祖父母と同居していれば、祖父母にお願いすることもできる。静岡県では比較的そのような二世帯家族が多いので、特に苦情が出ていないのかもしれない。逆に都内では核家族化が進んでおり、そのような緊急対応が難しいという事情もあるのではないか。

渡邊委員： 医療関係者は事前に予防接種を受けることが多いが、学校関係者にはそのようなことへの啓発、例えば費用の一部負担などはないのか。

教育監： 費用も個人負担である。

渡邊委員： これだけ子どもの間で流行していると、先生方も危険なのではないか。また、インフルエンザになってしまった先生は休むことになるので、残った先生に負担が重なるのではないか。

委員長： 先生方への、インフルエンザワクチン接種の費用補助はまったくないのか。

教育監： 現状ではない。

渡邊委員： 将来的にはそのようなことも検討してはどうか。

加藤委員： ただ、医師の話では「インフルエンザの予防接種をしても、症状が軽

くなるだけで、感染しないということではない」とのことであった。そのため、感染した場合には先生は仕事を休まなければならない。予防接種にはその程度の効果しかないようである。

委員長： 私が勤務している大学では、予防接種に補助が出る。その理由は、大学入試のこの時期に皆が休んでしまうと、入試業務に支障を来たすからである。そのため、皆がインフルエンザにならないように配慮している。なかなか大変だとは思いますが、予防・啓発に努めるしかない。感染しない人は感染しないわけであり、引き続き予防・啓発について、実施してほしい。

加藤委員： 予防接種は注射してから2週間後以降にしか効果が出てこないのもうこれほど流行している現状では、今から受ける必要はないと感じる人もいる。

委員長： 予防接種は費用も高額である。
他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項7を了承した。

【会議の非公開】

委員長： ここで会議を非公開とする。

＜非＞第54号議案 教職員の懲戒処分

※非公開

【閉会】

委員長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成26年度第20回教育委員会定例会を閉会とする。